

名古屋国際会議場整備運営事業

実施方針等に関する質問への回答

- ・名古屋国際会議場整備運営事業に関して、令和3(2021)年9月13日に受付けた実施方針等に関する質問に対する回答を公表します。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和3年10月

名古屋市

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
1	実施方針	1	1	1	(4)	催事の開催実績 本施設が目指す姿	名古屋国際会議場は「当該地域を代表するMICE基幹施設であり、政府系国際会議、全国的・国際的な大規模会議その他国内外の催事の開催実績を持つ」とのことですが、コロナ前を含めた数年間のイベントカレンダーをお示しいただけますでしょうか。 また現状のイベントカレンダー（会議・催事開催実績）に対し、「本施設が目指す姿」の具体的なイメージがあれば、お聞かせください。	閲覧貸与資料の中の「閲覧7.利用状況表(2016-2018年度).xls」に3箇年分の催事開催実績を記載しておりますので、参照願います。 現状の催事の開催状況に対して「本施設が目指す姿」は、施設の設定目的を鑑みて政府系国際会議、全国的・国際的な大規模会議その他国内外の催事を一層増やすイメージです。
2	実施方針	1	1	1	(4)	図表1 会議のハイブリッド化	「社会や時代の新たな要請に則した機能強化」の中に「会議のハイブリッド化対応」とありますが、「会議のハイブリッド化」について具体的なイメージを教えてください。	対面会議とオンライン会議を併用したハイブリッド会議を行う際に利用者が快適に会議を実施できる会議室環境を構築することを目指し、動画の配信等が十分に行える最新のネットワークシステムや、会議場内全てのエリアのWi-Fi対応、リアルタイム配信および各来場者の端末による動画等同時視聴に必要な機能を導入することを指しています。
3	実施方針	1	1	1	(4)	事業の背景及び目的	「…また、大規模会議における併設展示のための展示スペースの不足も指摘されており、主要なターゲットにご利用いただけない状況が発生しており課題となっている」と記載がありますが、「主要なターゲット」とは、前述されている「大規模催事」主催者を指すのでしょうか。	お見込みの通りです。
4	実施方針	3	1	1	(5)	本施設が目指す姿 (国際会議の誘致)	「事業者対話における質問への回答」No.11の回答に「これまで誘致できなかった国際会議の開催件数も伸ばしていく必要がある」とのことですが、「本施設が目指す姿」をより理解するため、これまで誘致できなかった国際会議の具体例を主な理由を含めて教えてください。	主には併設展示を伴う大規模な学会等を想定しており、これまで展示面積の不足から誘致ができなかった催事について、今後は5号館（仮称）の整備により展示面積が十分に確保されることをPRし、誘致に繋げていく意向です。
5	実施方針	6	第1	1	(6) 才	事業範囲	開館準備業務について、前指定管理者との引継ぎ等が含まれていませんが、引継ぎ等は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第1章第18節(1)現指定管理者からの引継ぎに開館準備業務における引継ぎも含まれるとお考えください。円滑に、かつ支障なく業務を遂行できるよう、現指定管理者から業務の引継ぎを行ってください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
6	実施方針	6	1	1	(9)	事業スケジュール	開業準備期間が通常のPFI案件の半年ぐらいの設定と比べ、かなり長めに設定されているように思えますが、これは施設のプロモーションや予約受付に関する業務を想定してのことでしょうか。それ以外の業務でこの期間を設定された理由があればご教示ください。 また、上記がプロモーションや予約受付関連の業務のみとした場合、例えば維持管理業務などについては、要求水準を満たせる前提で、事業者側で期間を設定するのは可能との認識でよろしいでしょうか。	開業準備期間に実施する業務は要求水準書（案）第7章第2節「(1)予約システム整備・運用業務」から「(9)その他開館準備業務において必要な業務」までの業務です。 施設のプロモーションや予約受付に関する業務に加えて、「(6)植栽管理業務等」、「(7)屋根付歩廊の維持管理業務」を含みますので、期間としては現指定管理者による運営期間が終了する令和6年4月以降が対象となりますが、業務の頻度に関しては要求水準を満たす範囲で、事業者側の任意とします。
7	実施方針	7	第1	1	(6) カ	事業範囲	維持管理業務について、前指定管理者との引継ぎ等が含まれていませんが、引継ぎ等は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第1章第18節(1)現指定管理者からの引継ぎに維持管理業務における引継ぎも含まれるとお考えください。円滑に、かつ支障なく業務を遂行できるよう、現指定管理者から業務の引継ぎを行ってください。
8	実施方針	7	1	1	(10) ア	(ウ)維持管理業務の修繕業務に係る対価	修繕業務のうち、「(設計・建設期間における)改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの」につきましては、①実際に現地見学だけでは修繕範囲の見極めが難しいこと(特に設備関係は運転状況などを一定期間見なければわからない)、②現地見学をした後(工事期間中も含む)に故障等が発生しても現事業者以外認知できないこと、③事業者対話の質疑回答のNo. 92の「不適格箇所が明らかになった場合、実施方針等に対する質問や、事業者対話時に質疑として挙げて周知を図る」とございますが、これで全て把握するのは難しいと思われること、以上3点から民間事業者側にこのリスクをコントロールするのは困難と思われるため、精算対象経費としていただくことはできませんでしょうか。	「(設計・建設期間における)改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの」については、要求水準書（案）別紙30「運営期間中の修繕業務の対象」に、主要な修繕対象を明記して提示します。このため、事業期間中に想定される修繕費は予測できるものと考えております。
9	実施方針	7	1	1	10	(ウ)維持管理業務の修繕業務に係る対価	9月3日対話回答No.27にて、「改修工事範囲外で事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの」について、現場見学会にて確認するよう回答がございましたが、現地視察のみでは長期事業のランニングコストを保証することが難しいです。市が考える修繕・更新費用の算定の基となる資料・情報の提供について、どのようにお考えでしょうか。	「別紙30_運営期間中の修繕業務の対象」に主要な対象を明記して提示しますので、これを参考に事業費を検討いただきますようお願いいたします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
10	実施方針	7	1	1	10	(ウ) 維持管理業務の修繕業務に係る対価	「改修工事範囲外で事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの」について、修繕・更新費用を算出するため下記資料を御提供ください。 ・当該部位の現在策定されている修繕計画 ・当該部位の修繕履歴 ・当該部位の建物診断に関する報告書	「別紙30_運営期間中の修繕業務の対象」に主要な対象を明記して提示しますので、これを参考に事業費を検討いただきますようお願いいたします。また、閲覧・貸与資料の中に、「閲覧R-4_平成30年度_特殊建築物等定期調査報告書」、「閲覧R-5_令和元年度_建築設備等定期検査報告書」、「閲覧R-6_平成30年度_外壁診断調査報告書_1号館」、「閲覧R-7_平成25年度_外壁診断調査報告書_2-4号館」がございますので併せて参考としてください。
11	実施方針	7	1	1	10	(ウ) 維持管理業務の修繕業務に係る対価	②既存施設において、改修工事の範囲外で事業期間中に修繕更新を行うとありますが、当該部分は事業者側で将来のコスト見通しを確定することは、不可能であり、事業者側の事業範囲となった場合には、多大なリスク対応費を計上することになります。予算の制限があるなかで、多大なリスク対応費を計上することで、本来は実施すべき改修工事などが出来なくなることとなります。改修工事の範囲外の修繕更新は、事業範囲外として扱っていただけますようお願いいたします。	「別紙30_運営期間中の修繕業務の対象」に「1. 初期整備（改修工事）の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの」および「2. 初期整備（改修工事）で更新するが、事業期間中に再度更新が発生すると予想されるもの」として、主要な修繕対象を明記して提示します。このため、事業期間中に想定される修繕費は予測できるものと考えております。
12	実施方針	7	1	1	10	(ウ) 維持管理業務の修繕業務に係る対価	いわゆる大規模修繕が事業者の業務範囲となっておりますが、長期に亘る事業期間中の大規模修繕については予測が困難であり、多大なリスク対応費を計上することになります。予算の制限があるなかで、多大なリスク対応費を計上することで、本来は実施すべき改修工事などが出来なくなることとなります。大規模修繕については、市の負担とし、事業範囲外として扱っていただけますようお願いいたします。	本事業では設計・建設期間中に既存施設全体の大規模改修を実施することから、適切に施工することにより事業期間内の大規模修繕は避けられると考えます。なお、要求水準書別紙30「運営期間中の修繕業務の対象」に「1. 初期整備（改修工事）の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの」および「2. 初期整備（改修工事）で更新するが、事業期間中に再度更新が発生すると予想されるもの」として、主要な修繕対象を明記して提示します。このため、事業期間中に想定される修繕費は予測できるものと考えております。
13	実施方針	7	1	1	10	事業者の収入及び費用に関する事項	入札公告時に予定価格は公表される予定でしょうか。	予定価格は公表する予定です。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
14	実施方針	8	第1	1	(10) ウ	事業者が支払う納付金	「基本納付金」の固定額および「変動納付金」算出の一定割合を提案するものと思料致しますが、この固定額と一定割合はどのように評価されるのでしょうか。例えば、提案上の納付金額が同額の場合に「固定額が高い＝貴市のリスクが小さいので高評価」とするのか、「（変動納付金支出の）割合が高い＝貴市のインセンティブが高いので高評価」とするのか、如何でしょうか。	基本納付金の提案金額は審査対象とする予定です。なお、変動納付金の割合は市が指定することを予定しており、審査対象とはしない予定です。 具体的な評価方法は、入札説明書等にてお示しします。
15	実施方針	8	1	1	(10)	納付金の納付時期	「基本納付金」と「変動納付金」の納付時期は、当該事業年度の収支が確定した後の翌年度に納付するとの想定でよろしいでしょうか。SPCの資金繰りや資金調達額に影響を与える可能性がありますので、考えただけでも先にお示しいただけますでしょうか。	納付金は本市の出納閉鎖までに納付いただく必要がありますので、当該事業年度の翌年度の5月上旬頃に納付いただく想定です。
16	実施方針	8	1	1	(10)	目的外使用に係る使用料	目的外使用に係る既存の施設や設備・備品の一覧が記載されておりますが、当該使用料の対象範囲を明確にするため、新施設に整備(提案)することが求められる設備・備品につきましても、表に追加し、ご提示いただけますでしょうか。	目的外使用に係る設備・備品の一覧について、新施設に整備する分も含めて表に記載するよう修正いたします。
17	実施方針	9	1	1	10	事業者が支払う目的外使用に係る使用料	9月3日対話回答No.50にて、「図表16に掲げる設備は全て事業者の所有とし、市へ譲渡・所有権は行いません」との回答がございます。 この場合、現在設置されているコインロッカーや什器・OA機器等の扱いはどのようにされるお考えでしょうか。一覧表の設備・備品は全て本事業における事業者による再調達と考えるということでしょうか。	一覧表の設備・備品は全て本事業における事業者による再調達とお考え下さい。
18	実施方針	8	1	1	10	清算対象経費	清算対象経費について、協定書等のなかで規定するとしている理由はなぜでしょうか。可能であれば実施方針等で事前に規定していただきたく存じます。	清算対象経費は毎年度予算措置を行うものであるため、毎年度、年度協定書にて決める想定としています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
19	実施方針	11	2	2		選定の手順及びスケジュール (予定)	本件は、正確な現状把握と多くの検討課題を有しており、とても時間を要する案件と認識しておりますが、「入札公告、入札説明書等の公表」から「入札書、事業提案書の受付」までの期間が非常に短く、時間的に厳しいように認識しております。例えば、事業契約(仮契約)から事業契約の締結の期間などを1か月短縮いただくなど、「入札書、事業提案書の受付」を1か月伸ばしていただくことは可能でしょうか。是非ともご検討いただきたく、お願い申し上げます。	事業者選定の手順及びスケジュールを再度検討いたしました。本件は事業規模が大きく、提案書の審査や落札者決定等事業契約締結に至る手続きにも時間を要することから、入札書、事業提案書の受付時期を1か月遅らせることは困難です。しかしながら、ご指摘を踏まえ、入札書、事業提案書の受付時期をできる限り遅らせるよう検討いたします。本件が事業者にとって内容把握や提案検討に時間を要する案件であることは認識しております。そのため、事業者選定の手順及びスケジュールの設定にあたっては、事業者へできるだけ多くの検討時間・機会を設けるために実施方針等の公表から入札書、事業提案書の受付までの期間を約1年2ヶ月確保し、複数の現地見学会、事業者対話、質疑回答の場を設けておりますので、ご理解賜りたいと存じます。
20	実施方針	11	2	2		選定の手順及びスケジュール (予定)	2回目の事業者対話は、参加表明の受付前となっております。コンソーシアムが固まっていない状況で行うこととなってしまいます。複数の事業者が組成して応募する可能性が高いことから、コンソーシアムとしての検討事項を確認できる場でないことから、参加表明の受付後に新たに対話の機会を設置いただきたく、お願い申し上げます。	入札公告後の事業者対話を参加表明の受付後とする入札手続きに変更することについて検討しますが、詳細は入札説明書等でお示しします。
21	実施方針	11	2	2		選定の手順及びスケジュール (予定)	公告後の質問の締切日前に再度の施設見学会の実施を設定いただけないでしょうか。9月3日に公表された第1回事業者対話の質疑応答(No.112等)の中に、「なお、現時点では、入札公告後に応募者ごとに現地見学の機会を設けることについて検討していますが、詳細は入札説明書等に示します。」との記載がございましたが、公告後に現場を見れる最後のタイミングであるため、見学を受けての質問ができるように、できれば公告後の質問締切日までは設定をお願いできれば幸いです。ご検討よろしくお願いたします。	ご指摘を踏まえて、実施時期も含めて入札公告後に応募者ごとに現地見学の機会を設けることについて検討します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
22	実施方針	12	第2	3	2	現地見学会	改修工事の検討にあたり、貴市の案内で複数の事業者が現地見学をするだけでは、本格的な検討、費用算出には不十分です。個別の事業者が事業者のペースで詳細に調査できる機会を作ってください。	本施設は稼働中の施設であり、常時施設利用があることから一般の来場者の妨げとならないよう月に2回の施設点検日を利用して現地見学の機会を設けています。可能な限り各事業者の見学時間が多く確保できるよう工夫しておりますが、複数の事業者が見学を希望されている中で、一定の制約が出る点についてはご理解いただきますようお願いいたします。 なお、現時点では、入札公告後に応募者ごとに現地見学の機会を設けることについて検討していますが、詳細は入札説明書等に示します。
23	実施方針	15	第2	4		応募者の参加資格要件	(1)で協力企業の定義がありますが、(2)以降に協会の記載が複数あります。どちらが正しいのでしょうか？	記載誤りであり、同一のものを指しています。協力企業に記述を統一します。
24	実施方針	17	第2	4	(4) エ	開館準備業務を行う者	ここでの運営実績には、共同企業体等として受託する業務のうち、運営業務を担っていることも該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ただし、当該運営実績において、運営業務自体も共同企業体で受託している場合、又は、運営業務のみが発注されている案件を共同企業体で受託している場合については、当該運営業務の代表事業者としての運営実績に限るものとします。
25	実施方針	19	2	5	(3)	審査手順	本件の審査において、プレゼンテーション、質疑などの審査は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	審査基準等の詳細は入札説明書等において示しますが、現時点では、提案内容に関して質疑の場を設ける可能性はあります。
26	実施方針	20	2	5	(3)	失格の場合の違約金	事業者対話における質問への回答No.66にて「違約金について、本事業にかかる落札金額の100分の10に相当する金額とする方向で検討」とご回答いただいておりますが、違約金が数十億円に達するものと思料いたします。本事業の全期間にわたり、SPC内で当該違約金相当額をリザーブすることは、現実的ではないため、違約金の料率は引き下げる方向でのご検討をお願いいたします。	「不正2事由」に伴う契約解除の違約金に関しては落札金額の100分の10に相当する金額とする方向です。その他の事業者の責めによる契約解除の違約金に関しては、設計・建設業務期間と運営・維持管理期間で料率や算定元となる事業費を変えることについて検討いたしますが、詳細は入札説明書等にてお示しします。
27	実施方針	20	2	5	(4)	※不正2事由	「※不正2事由」による失格について、本事業の応募に関して「不正2事由」の事象が発生した場合に限るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
28	実施方針	22	第2	6	(2) エ	特別目的会社の 設立等	「設計・建設期間終了後」とは「令和8年4月1日」と「維持管理期間」どちらを意味するのでしょうか。	実施方針の但書を削除し、以下の項目を追加します。 「オ. 設計・建設期間の終了から維持管理期間が開始する前までの間、事業提案書において代表企業の変更について提案している場合に限り、代表企業の変更を認めるものとする。」
29	実施方針	22	第2	6	(2) エ	特別目的会社の 設立等	「構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認める」と有りますが、代表企業の変更も認められるのでしょうか。代表企業の交代が認められる場合、 ①事業の安定性を担保するため、事業提案書に代表企業が交代する旨を記載すべきと考えますが如何でしょうか。 ②代表企業の交代は、事業の長期安定性の観点から評価の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設期間と維持管理期間の切り替わりの時期に限り、代表企業の変更は認めるものとしますが（代表企業は出資比率が最大になるものとする）、設計・建設期間内及び維持管理期間内での代表企業の変更は認めません。 ①設計・建設期間と維持管理期間とで代表企業を変更する場合は、提案時にその旨について提案してください。 ②代表企業の変更自体を評価対象とすることは想定しておりませんが、事業実施体制や事業の安定性などの項目で総合的に評価する可能性はあります。評価基準などの詳細は入札説明書等に示します。
30	実施方針	22	第2	6		事業契約書案	事業契約書案については、入札説明書において公開するとありますが、実際の締結までに実状にあわせて多少変更となる余地はありますでしょうか。入札公示時には判明していなかった状況や異なる状況などあり得ますので、ご配慮いただけると幸いです。	落札者決定後、事業契約（仮契約）の締結までの間に、事業提案書の内容を踏まえて、事業契約書（案）の内容確定に向けて市と事業者にて契約協議を行います。なお、原則として、入札条件の変更を伴う事業契約書（案）の修正は行いません。
31	実施方針	25	第3	4	(2)	モニタリングの 実施時期	キ. 維持管理期間は年1回程度の頻度とされており、これは維持管理業務費がサービス購入料の対象ではない（利用料収入から充当される）ためと推察しますが、仮に減額に至った場合は当該事象の翌年度に対応ということでしょうか？	詳細は入札説明書等に示しますが、維持管理期間におけるモニタリング結果に対する措置としてサービス購入料の減額は行わない想定です。
32	実施方針	30	第8	2		市会の議決	新設の5号館と立体駐車場は既存の名古屋国際会議場条例に加筆修正される形で組み込まれる想定でしょうか。それとも別途制定でしょうか。また既存の条例の改訂や新規の条例の制定に関する議決を行うものと思料いたしますが、議決想定時期があればお知らせいただけませんか。	5号館（仮称）と第4立体駐車場（仮称）は名古屋国際会議場条例を改正して組み込む想定です。条例改正の時期は今後調整となりますが、令和8年7月以降の催事の2年前予約が開始されるまでの改正実施を目指しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
33	実施方針	34				別紙(2) リスク分担表(案)	第三者賠償等において、市側にも事業者側にも帰責はなく、記載の不可抗力でもなく、かつ帰責者不明の場合の扱いについてのリスクは、現状では市側に帰責がないため、事業者側のリスクとなってしまいます。これについては市側もしくは不可抗力扱いとしていただけないでしょうか。	市又は事業者いずれの帰責事由にもよらず第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償することになりますが、帰責事由のある者に対して事業者が求償することは妨げません。ただし、その損害の発生が、自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外である現象に起因して発生したものである場合、その損害は不可抗力に該当すると考えます。
34	実施方針	34	3	1	(2)	予想されるリスクと責任分担	別紙2のリスク分担表における○と△の違いをお教えてください。	主たる負担者を○、従たる負担者を△としていますが、具体的なリスク分担は事業契約書(案)に示します。
35	実施方針	34				別紙2 リスク分担表(案) 制度関連リスク	法令変更(条例、税制度) 上記以外の法令の新設・変更等が民に○が付いていますが、上記以外は具体的にどのようなケースを想定し、リスク分担の範囲を分けているのでしょうか。貴市の責任範囲とできないでしょうか。	本事業に直接関係する法令とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味しています。上記以外の法令とは、法人税その他の税制変更及び事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更を想定しています。詳細は入札説明書等に示します。
36	実施方針	35	別紙2			施設の契約不適合等	リスク分担表において「事業期間中に既存施設の躯体以外で、公募資料或いは事業者が実施した測量・調査から予測不可能なもの」は、市と事業者の間で協議のうえ、負担を決めますが、当該リスクは事業者が予測不可能なことを前提としていますので、発注者の分担としていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、公募資料或いは事業者が実施した測量・調査から予測不可能な欠陥(重大なものに限る)により、事業者に直接生じた合理的な増加費用については、市が負担する方向で検討します。リスク分担の詳細は入札説明書等に示します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
37	実施方針	36	別紙2	※2	物価変動	<p>「物価変動は…建設工事費、維持管理費の増減を行う…これ以外の物価変動リスクについては事業者の負担」と有りますが、この建付けでは、提案時点で運営期間（提案時から23年以上先まで）において運営業務に係る全ての物価変動を予測・積算して事業収支を策定することになり、長期安定性を担保することが困難で結果としてVFMを低下させることが懸念されます。</p> <p>運営に係る物価変動リスクを事業者負担とする合理性について見解と、リスク分担変更の可否について御意見をお聞かせ願います。</p>	<p>本事業では本施設及び付帯設備等の利用料金収入を事業者が得ることとしており、運営業務に係る経費は当該収入を充てる建付けとしています。</p> <p>また、本事業では、事業者は市に対して基本納付金及び変動納付金を支払うこととし、基本納付金は5年に一度の頻度で必ず見直すものとし、変動納付金は利用料金収入から実際にかかった運営費と基本納付金の合計金額を引いた差分に一定割合を乗じて算出します。</p> <p>このため、運営に係る物価変動リスクは、基本納付金の見直しや変動納付金の仕組みにより、吸収できるものと考えています。</p> <p>なお、仮に将来、これらの仕組みでも吸収しきれないような大幅な物価変動が生じ、これにともない事業運営に支障をきたすような場合、市と事業者が協議の上、例えば、利用料金の見直し等の対策を講じることになると考えます。</p>	
38	実施方針	36	別紙2	※2	物価変動	<p>「これ以外の物価変動リスクについては事業者の負担」となっていますが、運営業務における物価変動を納付金見直しのプロセスに加えて戴くことは可能でしょうか。</p>	<p>詳細は入札説明書等に示しますが、基本納付金は5年に一度の頻度で必ず見直すものとし、変動納付金は利用料金収入から実際にかかった運営費と基本納付金の合計金額を引いた差分に一定割合を乗じて算出する仕組みとする予定です。</p> <p>この仕組みにより、基本納付金及び変動納付金の支払額は、結果として物価変動が反映されたものになると考えます。</p>	
39	実施方針	36			別紙2 リスク分担表（案）	<p>運営リスクのうち技術革新リスク（上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用）とは、例えば省電力化商品との電気代の差額など新たな支出というよりは「得べかりし利益」という意味合いでしょうか？</p>	<p>ご指摘の内容も対象となり得ますが、ここでは例えば設備機器が陳腐化により利用がされなくなったり、利用者から更新の要望があった場合に、事業者の判断で更新した場合の費用負担等を想定しています。</p>	
40	要求水準書 （案）	6	第1	2	(11) 周辺施設との連携	<p>市が実施する事業にはどのようなものがあり、どのような協力が求められますでしょうか？</p>	<p>長期に渡る本事業期間の間に、白鳥公園の整備や堀川の水上交通の試験運行等の周辺施設における本市の事業が実施される可能性があります。そうした場合に、例えば白鳥公園の整備にあたり本施設の外構と意匠的な一体性を出すための協議・調整に際したり、水上交通を本施設来場者に対して積極的にPRしていく等の協力をお願いすることが考えられます。</p>	

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
41	要求水準書 (案)	6	1	2	(11)	周辺施設との連携	事業者対話における質問への回答No.81, No.82, No.83にて、周辺施設との一体的な魅力向上のため、周辺施設において整備事業の可能性のあるハード面および堀川の水上交通、白鳥庭園・白鳥公園等の周辺施設事業者等とのソフト面での連携が、事業者に求められるものと理解いたしました。 しかしながら、連携のために、事業者側に提案時点で量化できない事後的コストが発生する可能性も考えられます。当該コストは、別途の追加費用として貴市より支給されるとの想定でよろしいでしょうか。	周辺施設との連携については、本事業における設計・建設業務、運営・維持管理業務の範囲内で協力を求めるものであり、当該協力により別途追加費用が発生することは想定していません。 また、自主事業で取り扱うテーマとしても堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設との連携を掲げていますが、こちらは事業者の提案に基づき本事業の収支とは切り離して実施いただく想定です。自主事業について事後的コストが発生する場合は、事業者の責任でコントロールして頂くこととなります。
42	要求水準書 (案)	8	1	7	(1)	事業提案書類	事業提案書類について、「行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定するので、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない」とのことですが、事業計画の提案内容や図面等については、事業者の提案書作成上のノウハウが盛り込まれております。公開にあたりましては、事業者へ事前照会していただくことを検討いただけないでしょうか。	いわゆる事業者のノウハウのような法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるものは、非公開情報に該当します。本市のみで公開・非公開を判断することが難しい場合、提案書作成の事業者へ意見を求めることがあります。その場合でも公開・非公開の判断は市にて行います。
43	要求水準書 (案)	12	第1	12	(4)	計算書類等	「事業収支計画の対応関係の説明資料」とは具体的にどのようなものでしょうか？	会社法第435条第2項に定める計算書類と事業者の事業収支計画の対応が分かる資料を指しています。 具体的には、入札説明書等において示します。
44	要求水準書 (案)	12	第1	16	(1)	保険の付保	保険の加入者は事業者（SPC）の必要があるでしょうか。個別に事業を実施する構成員が加入する形でも問題ありませんでしょうか。	保険の契約者や被保険者については、要求水準書（案）「別紙04 事業者が加入すべき保険」に示します。
45	要求水準書 (案)	15	第1	17	(3)	テロ行為等の防止	「テロ行為等の発生を未然に防ぐため・・・対策に努めなければならない」「国民保護計画に基づく警報等の円滑な伝達に努めなければならない」と有りますが、本施設の整備運営を行う私企業の通常業務とは大きく異なるものと思料致します。要求水準に規定するのであれば、具体的な業務内容を明記願います。	テロ行為の防止対策として、施設使用者及び従事職員等に日頃から注意を促したり、警報等の円滑な伝達に努めること自体は、私企業の通常業務と大きく異なるものではないものと考えます。 なお、具体的な業務内容は、業務計画書の作成段階で事業者と市の協議によるものとします。
46	要求水準書 (案)	15	第1	18	(1)	現指定管理者からの引継ぎ	「現指定管理者から業務の引継ぎを行う」と有りますが、当該引継ぎを実施する時期あるいは期間を御教示願います。また、当該引継ぎは開館準備業務に含まれ、当該引継ぎに係る費用はサービス購入料として支払われると思料致しますが、この理解でよろしいでしょうか。	現指定管理者の指定管理期間が終了する令和5年3月を想定しています。期間については、現指定管理者と調整の上、必要な期間を設定いただくこととなります。 当該引継ぎ業務は開館準備業務に含まれます。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
47	要求水準書 (案)	15	第1	18	(1)	現指定管理者からの引継ぎ	「現指定管理者から業務の引継ぎを行う」と有りますが、本事業の実施に必要と合理的に判断される事項が確実に引継がれるよう、貴市の御協力が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	現指定管理者の業務仕様書において次期指定管理者への引継ぎを定めておりますので必要な引継ぎが成されます。また市としても、現地説明、資料の提供、施設運営にかかる関係者への紹介等、必要な協力を現指定管理者へ求める等協力いたします。
48	要求水準書 (案)	15	第1	17	(3)	テロ行為等の防止	「新型インフルエンザ等にも配慮すること。」とありますが、配慮とは事業者が取り得る予防・拡大抑制措置という意味でよろしいでしょうか？ また、施設の閉鎖可否は市が判断するのでしょうか？	お見込みの通りです。 施設の閉鎖の可否は市が判断いたします。
49	要求水準書 (案)	15	第1	18	(2)	事業期間終了時の引継ぎ業務	「少なくとも事業期間終了後、1年以内は、(中略)市と協議を行うこと。」とありますが、協議して決定した改修を行った後に大規模修繕等が発生したとしてもSPCに責は問われないという意味でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。 なお、事業期間終了後1年以内の状態を明確化する趣旨で、要求水準書(案)の記述を下記のとおり修正します。 「(中略)少なくとも事業期間終了後1年間は、消耗部品の取り替えだけを行うことにより、事業期間中と同様の維持管理が可能な状態を基準とし、明け渡し時の状態について市と協議を行うこと。ただし、(中略)」
50	要求水準書 (案)	15	第18		(2)	事業期間終了時の引継ぎ業務	会議場内に保管する貴市の財産について、分量と現在の保管場所をお示してください。現指定管理からの引継ぎ事項には記載がありませんが、引継ぎは無いと考えてよろしいでしょうか。	本施設内に保管する本市の財産(什器・備品類)については、別紙26_什器備品リスト(既存施設)にてお示しする予定です。なお、什器・備品類の現在の保管場所については、事業契約締結後に現地を確認してください。 また、本市の財産(什器・備品類)に関する引継ぎは現指定管理者が実施する想定です。要求水準書(案)第1章第18節(1)「市の指示する事項について引継書を取り交わすこと」の対象とします。
51	要求水準書 (案)	19	第2	1	(4)	ア 新設施設の計画条件	「5号館(仮称)は、1号館の2階及び2号館の2階及び3階と接続し・・・」とありますが、「3か所」からの直接接続が必須でしょうか。具体的なイメージをご教授ください。	5号館(仮称)は、1号館の2階及び2号館の2階及び3階と渡り廊下で接続するものとします。具体的なイメージは「別紙22_5号館(仮称)ゾーニング図」を参照ください。
52	要求水準書 (案)	19	2	1	(6)	地盤状況等	土壌汚染状況について、「隣接地である名古屋学院大学白鳥校舎の汚染について情報がホームページに掲載されている」とありますが、URLなど該当箇所について具体的にお教えください。	第2章第1節(6)イの3項目目に記載のURL (http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000077/77576/sitei-46-2.pdf)のことを指しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
53	要求水準書 (案)	19	第2	1	6	イ 土壤汚染状 況	土壤汚染については、提案前に事業者側で調査できない状況で、その除去費用を算定し、リスクを民間事業者が負うことはできません。土壤汚染は、正確な調査に基づき、必要な対策を正施す必要があるため、当該部分は別途貴市の負担とするよう再考をお願いします。	ご指摘を受け検討いたしました。土壤汚染の除去費用については掘削範囲等事業者の提案内容と密接に関わるため、本事業に含むことが最適と考えます。隣接地の汚染状況の情報がありますので、これを参考として事業費を見込んでいただきますようお願いいたします。
54	要求水準書 (案)	21	2	2	1	基本要件	・既設各施設別の水（市水、工水）、エネルギー（電気、都市ガス）使用量（可能であればピーク日の時刻別、不可能であれば各月積算量などの中央監視の日報、月報の過去履歴データ）、電力デマンド（契約電力量）を提示願います。	閲覧・貸与資料「閲覧27_BEMS一次データ」を参照願います。
55	要求水準書 (案)	22	2	2			・屋外の広域避難場所の要求水準書を提示願います。	現状と同等以上の地盤高さを確保することが要求水準となります。
56	要求水準書 (案)	23	2	2	1	基本要件	・72時間の機能維持が必要となるのは5号館の、緊急物資集配拠点、熱田区災害ボランティアセンター、緊急指定避難場所、指定避難所、津波避難ビル及び広域避難場所の一部として機能する部分ということでしょうか？	商用電源の途絶時においても、72時間以上、機能を維持するために要する電力供給機能を確保する対象は、現在非常用発電機負荷としているもの、「別紙15 名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示した場所、「別紙31 発電機負荷対象とするトイレ位置図で示すトイレ、「別紙08 諸室仕様リスト（5号館（仮称）」に示す場所であるため、5号館（仮称）以外も対象となります。72時間以上の機能維持が必要な場所がわかりにくいことから、照明、換気設備、通信・連絡用機器、コンセント、給水・排水ポンプ、衛生設備、空調設備の別に対象となる負荷を整理して、要求水準書（案）を修正します。
57	要求水準書 (案)	24	第2	2	(1)	4 機能性 1 移動	諸室の配置、安全で円滑な移動は5号館が対象でしょうか？	諸室の配置については、【新築】（5号館（仮称）及び第4立体駐車場（仮称））が対象となります。要求水準書（案）を修正します。 「全ての利用者にとって、安全で円滑に移動できるように計画すること。」については備品、設備等の配置も含まれますので既存施設も含めてすべてが対象です。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
58	要求水準書 (案)	27	第2	2	(2)	カ その他	「経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がない」とはリニューアルオープン時点を指しますでしょうか？	既設も含めて、リニューアルオープン時に経年変化、劣化、退色及び極度の汚損等がないことを意図しています。なお、要求水準書（案）の「汚染等」を「汚損等」に修正します。
59	要求水準書 (案)	33	2	3	(1)	既存施設の要求 水準 基本方針	「(イ) 一般設備（電気・空調・衛生・搬送）工事について」において、「配管・配線については、劣化診断が行われていないため、現時点でどの程度の劣化があるかが不明な状態である。しかし、事業期間終了時までには、設置から50年以上経過することになるため、原則として更新すること」とありますが、事業期間終了時点における劣化診断の結果、顕著な劣化が認められなかった部位については必ずしも更新を要しないという理解で宜しいでしょうか。	配管・配線は、原則更新とします。
60	要求水準書 (案)	33	2	3	1	基本方針	・既設施設において夏期に空調能力が不足しているという個所と具体的にどの程度の能力が不足しているか提示願います。	定量的に示せる資料はありませんが、参考までに空調能力が不足していると利用者から指摘されている箇所は主に以下の場所となります。 【1号館】 ・センチュリーホール ホワイエ ・センチュリーホール 2階席後方 ・地下1階・2階 第1・第2リハーサル室 ・3階 会議室131-134 ・4階 会議室141+142 ・4階 レセプションホール ロビー 【4号館】 ・1階 白鳥ホール ロビー
61	要求水準書 (案)	34	2	3	(1)	既存施設の要求 水準 基本方針	「(エ) その他（改修工事に関する設計変更について）」において、「市は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を大幅に逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする」とありますが、あくまでも事業者との協議を経て実施するものとする旨を明記願います。	ご意見として承ります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
62	要求水準書 (案)	34	2	3	(1)	ウ(エ)その他 (改修工事に 関する設計変更 について)	「工期変更を伴わず、事業者提案を大幅に逸脱しない範囲で、市が設計変更を要求することができる。その場合、面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする」とありますが、設計変更に伴い増加費用が発生した場合、費用負担について協議させていただけないでしょうか。	市の要求する設計変更により、面積増や大幅な仕様変更が伴わない場合、VE等による全体の調整により契約金額の範囲内で対応することを想定しています。 なお、市の要望により面積増や大幅な仕様変更が発生し、当該変更により追加的な費用が発生する場合、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、市が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担するものとします。ただし、VE等による全体の調整により契約金額の範囲内で対応できる場合はこの限りではありません。
63	要求水準書 (案)	43	第2	3	(キ)	移設モニュメン ト周辺整備	移設モニュメント概要は入札公告時に公表予定(資料iv 別紙14)との事ですが、事前にお示しいただけませんか。	ご意見を踏まえ、別紙14について可能な限り早く公表します。
64	要求水準書 (案)	44	2	3	2	建築に関する要 求水準	・既設各施設における設備類のアスベスト含有箇所並びに含有量がわかる調査報告書を提示願います。	調査報告書はご提示できませんが、設備類のアスベスト含有の有無については以下のようにお取り扱いください。 【1号館 アスベスト含有建材】 ・配管フランジ部のガスケット ・ダクトフランジ部のガスケット ・配管保温材 ・キャンパス継手 ・ケーブルラック等の区画貫通処理材 ・煙突の断熱材 【2号館、3号館、4号館、第4駐車場 アスベスト含有建材】 ・煙突の断熱材 なお、以上の内、煙突の断熱材を除く建材は本事業にて事前にアスベスト含有に関する成分分析を実施し、含有していないと判明した場合は含有していないものとして処理してください。 要求水準書(案)については本内容を踏まえて、修正します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
65	要求水準書 (案)	44	2	3	2	建築に関する 要求水準	<p>・既設各施設における特定管理産業廃棄物の種別と量を提示願います。</p>	<p>既存施設の特別管理産業廃棄物については、以下のようにお取り扱いください。</p> <p>【廃石綿等】 設備類のアスベスト含有について修正を加えた要求水準書(案)を示します。そちらの要求水準書(案)および既設図面等により量を算定願います。</p> <p>【廃PCB等】 廃PCB等はないものとしてお考え下さい。</p> <p>【廃アルカリ】 1号館の吸収式冷温水発生機2台の吸収液に六価クロムが含有されております。量は現場調査および既設図面等により算定願います。</p> <p>【引火性廃油】 4号館の非常用発電機(補機)の燃料(軽油)について処理をお願いいたします。量は既設図面等により算定願います。</p>
66	要求水準書 (案)	45	第2	3	(ク)	ク 建具改修工 事	<p>「鍵はメカニカルとし、・・・」とありますが、メカニカルの定義をご教示ください。</p>	<p>電子錠のように電気を使う鍵ではなく、機械的な鍵を指します。</p>
67	要求水準書 (案)	54	2	3	(2)	ソ 改修工事	<p>3号館国際会議室のハイビジョン制御室の機能があまり使用されていないと推察いたしましたが、実際の使用頻度はどの程度ございますでしょうか。実際使用頻度が少ない場合、使用されなくなった原因をどのようにお考えになっておりますでしょうか。また、それでも機能を残すというお考えでしょうか。ハイビジョン制御室を取り壊し、会議場自体のスペース拡大や他の機能に変更するなどのお考えがないかも合わせてご回答ください。</p>	<p>現状、ハイビジョンの機能はプロジェクターで代替しており、利用者側から敢えてハイビジョンを使用したいという要望が無いため、使用頻度はありません。代替のプロジェクターは他の会議室と同様に利用があることから、要求水準書(案)で要求しているように2面から大型の1面のリアスクリーンに改修することで改修後には使用があるものと考えます。ハイビジョン制御室の取り壊しは想定していませんが、国際会議室の機能に支障が無い範囲であれば他の機能の追加は任意とします。</p>
68	要求水準書 (案)	56	2	3	3	電気設備に関する 要求水準	<p>・要求水準書に記載がある72時間の機能維持は電力供給のみとしてよろしいですか。</p>	<p>72時間の機能維持が必要なものとしては、電力を供給している設備機器となります。</p>
69	要求水準書 (案)	56	2	3			<p>・各施設ごとで対象となる被災者受入れの同時収容最大人数およびボランティアセンター、緊急物資集配拠点におけるスタッフの想定人数を教えてください。</p>	<p>被災者受入れの同時収容最大人数について、指定緊急避難場所(洪水・内水氾濫)は約720人、指定緊急避難場所(津波)は約2,500人、指定避難所は約330人を想定しております。また、スタッフの想定人数について、ボランティアセンターは30名+各地から駆け付けるボランティア人数、緊急物資集配拠点は20名を見込んでおります。</p>

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
70	要求水準書 (案)	56	2	3			・上記の被災者受け入れを行う業務を行う場所に即して使用するトイレ、湯沸かし室の想定位置を教えてください。	被災者受入れ、ボランティアセンター、緊急物資集配拠点において使用するトイレは、「別紙31_発電機負荷対象とするトイレ位置図」に示す負荷対象のトイレとします。湯沸室については、要求水準書「別紙15_名古屋国際会議場の防災機能位置図」に追記いたします。要求水準書(案)及び別紙15を修正します。
71	要求水準書 (案)	56	2	3			・ボランティアセンターおよび緊急物資集配拠点、津波避難、緊急避難場所指定避難所の3種の使用目的が異なる施設の同時使用は無いと考えてよろしいですか。	指定緊急避難場所および津波避難ビルは一時的な避難場所としての機能であり、指定避難所は一時避難後の避難生活の機能であるため、両者の同時使用は無いものと想定しています。災害ボランティアセンターと緊急物資集配拠点は、指定避難所と同時使用があり得ます。
72	要求水準書 (案)	57	2	3	(2)	(ウ) 太陽光発電設備	事業者負担で増設は可能でしょうか？既存陸屋根部、既存鋼板屋根上など	本施設の構造上および機能上支障が無い範囲であれば、事業者の自主事業として太陽光発電設備の増設は可能とします。なお、増設する場合は事業者の責任および負担にて将来の防水改修等維持管理作業上支障とならないものとしてください。
73	要求水準書 (案)	69	2	3	3	ウ(チ) 案内表示設備	案内表示設備の設置台数について、15台程度とはどの程度の増減幅が認められますか。 改修仕様に記載のある17台を設置しない場合、要求水準未達となりますでしょうか。	「15台程度」を「17台以上」に修正します。改修仕様に記載の台数を設置しない場合は、要求水準未達となります。
74	要求水準書 (案)	72	2	3	3	ウ(ハ) 同時通訳設備	センチュリーホール・白鳥ホール、国際会議室・2号館の224、234会議室の同時通訳設備について、全て撤去することになっていますが、施設改修後は主催者による機材持ち込みとし、施設としては同設備を保有しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 同時通訳設備の機材は主催者による持ち込みとし、施設側ではその機材を設置・接続できるようにして頂く想定です。
75	要求水準書 (案)	75	2	3	(4)	(ア) 熱源機器設備	チラーユニット(蓄熱用)は既設同等品とありますが、他の熱源機器の変更は可能でしょうか。(例えば、地熱式ヒートポンプチラーなど)	本施設の構造上および機能上支障が無く、かつ、他の熱源機器に変更しても、同等以上の環境保全性・安全性・経済性・保全性・耐用性が確保できると考えられる場合は可能とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
76	要求水準書 (案)	75	2	3	(4)	(ア) 熱源機器 設備	既設の蓄熱槽を使用しない場合は蓄熱槽は廃止してもよろしい でしょうか。	本施設の構造上および機能上支障が無く、かつ、蓄熱槽を使用 せずとも、同等以上の環境保全性・安全性・経済性・保全性・ 耐用性が確保できると考えられる場合は既設の蓄熱槽を使用せ ず、廃止することも可能とします。ただし、蓄熱槽の補修に関 しては蓄熱槽の廃止に関わらず実施することといたします。
77	要求水準書 (案)	79	2	3	(4)	(ウ) 空調ダク ト設備	空調用ダクトは全更新でしょうか。既設ダクト、ダンパーの再 利用も可能でしょうか。	ダンパー類も含め全更新とします。再利用は不可とします。
78	要求水準書 (案)	79	2	3	(4)	(オ) 換気設備	換気ダクトは全更新でしょうか。既設ダクト、ダンパーの再利 用も可能でしょうか。	ダンパー類も含め全更新とします。再利用は不可とします。
79	要求水準書 (案)	80	2	3	(4)	(エ) 空調配管 設備	空調用配管は全更新でしょうか。既設配管、バルブ等の再利用 も可能でしょうか。	バルブ類も含め全更新とします。再利用は不可とします。
80	要求水準書 (案)	80	2	3	(4)	(カ) 排煙設備	排煙ダクトは全更新でしょうか。既設排煙ダクト、ダンパーの 再利用も可能でしょうか。	ダンパー類も含め全更新とします。再利用は不可とします。
81	要求水準書 (案)	91	2	3	(5)	(ウ) 排水設備	既設の雨水ろ過装置は撤去とする。の記載ですが、省エネ再エ ネの観点から雨水を再利用することは可能でしょうか。	既設の雨水ろ過装置は、建設当初より砂の流入が多く実利用が 困難であったため使用しておらず、既設の雨水利用系統の配管 は工業用水道に切り替えられています。既設の雨水ろ過装置は 撤去としますが、そうした過去の経緯を踏まえた上でも、省エ ネ再エネの観点から事業者の責任において新たに雨水利用設備 を設ける場合は、これを妨げるものではありません。
82	要求水準書 (案)	91	2	3	(5)	(ウ) 排水設備	排水配管（屋内・屋外）は全更新でしょうか。埋設配管、打ち 込み配管も既設再利用は不可でしょうか。	埋設配管、打ち込み配管を含め全更新とします。再利用は不可 とします。
83	要求水準書 (案)	91	2	3	5	衛生設備に関す る要求水準	・市水道、下水道の機能不全時の対応として水備蓄、排水貯留 などが必要となる場合、必要量を提示ください。	水備蓄、排水貯留の想定はありません。
84	要求水準書 (案)	92	2	3	(5)	(オ) 消火設備	屋内消火栓、スプリンクラー配管も全更新でしょうか。既設再 利用可能でしょうか。	全更新とします。再利用は不可とします。
85	要求水準書 (案)	94	2	3	(5)	(キ) ガス設備	屋内・屋外（低圧・中圧）のガス配管も全更新でしょうか。既 設再利用可能でしょうか。	全更新とします。再利用は不可とします。
86	要求水準書 (案)	106	2	4	11	設備計画	・5号館居室の全てに全熱交換器の設置は必須でしょうか。	全ての居室について全熱交換による換気を伴う空調が可能であ れば、居室毎の全熱交換器の設置は行わなくて良いものとしま す。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
87	要求水準書 (案)	125	第3	1	(4)	実施体制	「全体統括責任者」は常駐の必要はありますでしょうか？ また、責任者本人だけではなく、配下のスタッフによる遂行も認めて頂きたい。 ※これ以降「全体統括責任者」の記載もあり、どちらが正しいでしょうか？	全体統括責任者は、常駐の必要はありません。全体統括責任者本人以外の担当者による一部遂行も認めますが、全体統括責任者の責務は代行できないものとし、市への報告等は全体統括責任者により実施して下さい。 「全体統括責任者」と「全体統括責任者」は同一のもので、「全体統括責任者」に統一して要求水準書は修正します。
88	要求水準書 (案)	126	3	1	1	(4) 実施体制	設計・建設期間と維持管理運営期間とで代表企業が変更となる場合、代表企業の変更に合わせて、全体統括責任者を変更することは可能でしょうか。	全体統括責任者を変更することは可能ですが、事業期間を通じて統括管理業務が適切に履行できる体制とすることを求めます。
89	要求水準書 (案)	131	3	5		(2) 設計及びその関連業務 (基本設計・実施設計) ア 業務の実施	設計・建設期間における市関係者への説明用事業パンフレットについて、どのような場での配布を想定されていますか。また、更新頻度はどの程度を想定していますでしょうか。	設計及びその関連業務で作成する事業パンフレットは、公職者への説明、住民説明会、MICE関係者への説明等の機会で使用することを想定しております。更新は、基本設計完了時、実施設計完了時、工事着手時の他、工事の進捗報告、スケジュールの変更時に行う想定です。
90	要求水準書 (案)	138	5	2	3	建設業務及びその関連業務	市が使用する監督員事務所について、何名程度の市職員の方が利用される想定でしょうか。備品、必要面積等の条件があればお示しください。	監督員事務所特記仕様書（名古屋市住宅都市局）を閲覧・貸与資料として示します。
91	要求水準書 (案)	143	6	2	(1)	工事監理業務	「工事監理業務計画書を作成し、市の確認を得る事」という文章が散見されますが、市の確認期間は何日程度あるのか不明ですので、例えば業務開始の2週間前に提出等具体的な日数をご提示して頂けますようお願いいたします。	各業務の業務計画書の提出期限は、入札説明書等において示します。
92	要求水準書 (案)	144	7	1	(2)	業務区分	⑥の植栽管理の仕様をご教授下さい（範囲、回数、選定方法など）	開館準備期間に適宜手入れをし、リニューアルオープン時に相応しい状態にするという性能発注であるため、具体的な仕様は規定していません。現状の植栽管理の仕様が「参考h 名古屋国際会議場 指定管理者 業務仕様書」に掲載されていますので参考とさせていただきます。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
93	要求水準書 (案)	145	第7	2	(1)	予約システム整備・運用業務	「次期指定管理者が円滑に業務を行えるように、必要なデータを確実に引き継げるシステムとする」と有りますが、現指定管理者が使用中の予約管理システムからも、本事業に必要なデータを確実に引き継げるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
94	要求水準書 (案)	145	第7		(2)	事前予約受付業務	事前予約の受付開始は、開業準備業務の開始に合わせる必要はありますでしょうか。開業準備期間中のいずれかで提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	PFI事業者による予約の受付は、現指定管理者による予約受付が終了後速やかに開始する想定ですので、開業準備業務の開始時期となります。
95	要求水準書 (案)	146	第7	2	(3)	事前広報・催事誘致業務	「パンフレット等のツールを作成し…求めに応じ常時配布等できるようにする」と有りますが、現時点で想定される配布数を御教示願います。	事前広報・催事誘致業務で作成するパンフレット等は、主に施設使用者（主催者）などMICE関係者に対するPRのほか、公職者への説明、住民説明会などの機会を使用することを想定していますが、具体的にどのような方を対象に配布するのか、どの程度の配布数を想定するかについては事業者の提案に委ねます。なお、市においても突発的に使用する場合が想定されるため、一定数を常時保管いただく必要があると考えています。また、参考情報となりますが、現在のパンフレット配布数は年間1,000～2,000部程度となります。
96	要求水準書 (案)	146	第7	2	(4)	リニューアル記念式典等開催支援業務	事業者が行うこと、事業者の負担となることが記載されていますが、式典の規模・開催方式等に拠る費用は大きく異なります。『事業者対話における質問への回答』No. 135, 136で「リニューアル式典の内容…市と事業者で協議」と回答されていますが、協議の結果、事業者が提案した式典と内容が異なる部分については、貴市の費用負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点の想定である、「関係機関や地元代表者等を招き、来賓者の祝辞、事業概要の説明、テープカット等」から大きく逸脱することは無いと考えておりますので、市と事業者で協議し内容を確定の上、事業者の負担で実施いたします。
97	要求水準書 (案)	146	第7		(4)	リニューアル記念式典等開催支援業務	本件は貴市の意向による内容や規模により金額が大きく変動するため、精算対象経費として取り扱っていただけませんでしょうか。	「事業者対話における質問への回答」No. 135, 136に記載の通り、式典の想定は「関係機関や地元代表者等を招き、来賓者の祝辞、事業概要の説明、テープカット等」から大きく逸脱することは無いと考えておりますので、市と事業者で協議し内容を確定の上、事業者の負担で実施いたします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
98	要求水準書 (案)	148	8	1	(2)	維持管理業務の 対象範囲（敷地 外）	維持管理業務の対象範囲に、敷地外の「幕屋根付歩廊」と「敷地外屋根付歩廊」が含まれていますが、屋根付歩廊の工作物部分のみが事業対象範囲との理解でよろしいでしょうか。また道路(歩道)管理者と事業者の管理区分とリスク分担を明確にお示しいただけますでしょうか。	事業対象範囲は「幕屋根付歩廊」と「敷地外屋根付歩廊」の柱、屋根、梁、基礎及びその附属物（樋、照明設備等）とし、その他の道路附属物は対象外とします。管理区分及びリスク分担の範囲も同様です。
99	要求水準書 (案)	148	8	1	(2)	幕屋根付歩廊・ 敷地外屋根付歩 廊の修繕業務	「幕屋根付歩廊」と「敷地外屋根付歩廊」については、修繕業務を含めて維持管理業務の対象となりますでしょうか。敷地外は一般の方の通行を伴う24時間オープンな公共空間ですが、民間では、そのような場所での修繕費用のデータ蓄積がありません。そのため事業者負担を限定頂かないと総事業費が過大になる可能性があります。屋根付歩廊につきましては、年間の修繕費の上限を設けるなど、事業者リスクを限定することを検討いただけませんか。また屋根付歩廊のスペックと修繕履歴につきましても、お示しいただけますでしょうか。	維持管理業務の対象は、柱・屋根・樋の清掃、電気設備・分電盤の定期点検、破損・故障等の簡易的な修繕、消耗品の取替、電気料金の支払い、目視点検等を想定しており、屋根の架け替え等大規模な修繕は対象外とします。屋根付歩廊のスペックについては、閲覧・貸与資料の中の完成図を参照ください。屋根付歩廊の修繕はこれまで実施したことはありません。
100	要求水準書 (案)	149	8	1	(5)	(ウ) 維持管理 マニュアル	業務区分毎にマニュアルを作成とありますが、どのようなイメージでしょうか？設備の取り扱いマニュアルとか、故障時のトラブル対応マニュアルみたいなものでしょうか。	ご指摘のような設備の取扱いや故障時等のトラブル対応のほか、各業務の実施内容の詳細等を記載したマニュアルを想定しています。
101	要求水準書 (案)	150	8	2	(1)	建築物保守管理 業務	法定点検で必要な点検以外は、点検回数、内容など事業者判断で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）を満たす範囲で事業者の任意とします。
102	要求水準書 (案)	151	8	2	(2)	(ア) 運転監視 業務 イ常駐人数	設備員の配置やローテーションは事業者の提案でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を満たす範囲で事業者の任意とします。
103	要求水準書 (案)	154	8	2	2	常駐人数	業務配備と宿直配備の勤務時間帯について、人員配置の効率化を図るためにも、24時間配置は維持しつつ、午前8時から午後10時まで、午後10時から午前8時までの勤務時間に限らず常駐者を配置する提案も可とさせていただけないでしょうか。	施設運営上支障が無ければ、配備時間帯の時間区分の変更は任意とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
104	要求水準書 (案)	154	8	2	(2)	イ. 常駐人数	<p>建築設備保守管理業務における常駐人数については、9月3日に公表された第1回事業者対話の質疑応答のNo. 112の回答中には「利用者の施設利用に支障が無い範囲であれば業務の効率化は可能と考えます。ただ、その場合でも市として本施設の防災機能を拡充する意向もあるため、要求水準書第8章第2節第2項イ「常駐人数」に記載の業務配備、宿直配備それぞれの時間帯について、本施設への常駐を必須とします。」との記載がございますが防災機能の拡充という点においては、警備員など建築設備保守管理の人員でなくても対応は可能だと考えております。さらに近年の技術の向上における遠隔管理体制や駆け付け体制の強化などの面からも必ずしも常駐をしていなくても迅速な対応は可能であり、建築設備保守管理の人員に限らず警備員が兼務する形で夜間の常駐者を置くことでの対応が可能な記載にご変更いただけないでしょうか。</p>	<p>現状、本施設には指定緊急避難場所や津波避難ビル、緊急物資集配拠点等の防災機能が指定されており、改修後もそうした役割を担うと共に5号館（仮称）等への拡充も想定しています。常駐人数の要求水準に関しては、地震時や大雨時等の災害が起こった際に本施設がそうした防災機能で使用が可能か速やかに判断する必要があることを鑑み、「業務配備」「宿直配備」それぞれの時間帯において施設の被害状況等を速やかに把握できる人員を常駐させることを意図しております。なお、施設の被害状況等を速やかに把握できる人員を常駐させることや、災害等にもない建築設備に問題が生じた場合速やかに対処できる実施体制であることを事業者として担保できるのであれば、維持管理業務担当者ではない職員を常駐させる体制とすることも認めます。</p>
105	要求水準書 (案)	154	第8	2	(3) ア (ウ)	劇場設備等保守 点検業務	「本施設と同様の規模」を具体的に御教示願います。	本施設と同様の規模として、観客席数（固定席）の合計が1,500席以上かつ延床面積が14,000㎡以上のホールを想定しています。
106	要求水準書 (案)	154	第8	2	(3) ア (ウ)	劇場設備等保守 点検業務	「担当企業」とは『実施方針』に記載の「本施設の維持管理業務を行う企業」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
107	要求水準書 (案)	155	第8	2	(3) ウ (ウ)	映像音響設備保 守点検業務	「本施設と同様の規模」を具体的に御教示願います。	本施設と同様の規模として、観客席数（固定席）の合計が1,500席以上かつ延床面積が14,000㎡以上のホールを想定しています。
108	要求水準書 (案)	155	第8	2	(3) ウ (ウ)	映像音響設備保 守点検業務	「担当企業」とは『実施方針』に記載の「本施設の維持管理業務を行う企業」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
109	要求水準書 (案)	156	8	2	(5)	外構施設保守管 理業務	<p>「隣接地権者との敷地境界付近での作業方法等については、隣接地権者との事前に協議・調整のうえ、適切に対応すること」との記載がありますが、現在、隣接地権者のみならず第三者との約束等がありましたらご開示をお願い致します。また、本件に関わらず、隣接地権者等の第三者との約束事がある場合は、そちらもご開示をお願い致します。</p>	<p>敷地境界付近に係る第三者との約束等については、白鳥公園との取り決めが該当します。「参考d_所管・管理区域境界資料.pdf」に掲載しておりますので参照ください。その他の第三者との約束事として、屋根付歩廊に係る緑政土木局（道路管理者）との取り決めがあり、こちらは道路占用許可の許可条件に記載されております。また、熱田区災害ボランティアセンター開設の覚書を熱田区役所、社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会と取り交わしています。いずれも閲覧・貸与資料として、追加で貸与致します。</p>

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
110	要求水準書 (案)	156	8	2	(5)	外構施設保守管理業務	「隣接地権者との敷地境界付近での作業方法等については、隣接地権者との事前に協議・調整のうえ、適切に対応すること」との記載がありますが、隣接地権者の窓口をご教授願います。また、いつから協議・調整は可能でしょうか。	堀川に関しては緑政土木局河川管理課、白鳥公園に関しては緑政土木局熱田土木事務所、名古屋学院大学に関しては名古屋学院大学財務課となります。協議・調整は事業契約締結後とします。
111	要求水準書 (案)	157	第8	2	(6)	修繕業務	既存施設の修繕業務の対象にある「(設計・建設期間における)改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの」は当初更新しないELV等が該当すると推察しますが、そのサービス購入料はどのように支払われるのでしょうか？修繕費は平準化せず、発生時に支払われる仕組みとして頂きたい。	修繕費の支払い方法について、現時点では事業期間内の数年単位で変動を調整することを想定していますが、詳細は入札説明書等でお示しします。
112	要求水準書 (案)	157	8	2	(6)	修繕業務	「事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な更新、修繕を以下の内容において実施すること。ただし、什器・備品設備等保守管理業務の対象外となる什器・備品設備等は対象としない」とありますが、この記載の主旨をご教示ください。	事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な更新、修繕を行うことを求めており、什器・備品設備は、(4)什器・備品設備等保守管理業務を参照にすることという意図です。文意が分かりやすいように、要求水準書の「ただし、～」以降を削除します。
113	要求水準書 (案)	157	8	2	(6)	修繕業務	ご回答によると「実施方針の通り、既存施設のうち1件300万円以下の小規模な修繕は、③精算対象経費として、市が事業者に対価を支払いますが、修繕工事の実施者(発注等)は、要求水準書(案)のとおり事業者となります。なお、300万円を超える分は、修繕の対価で事業者が対応することになります。」とありますが、要求水準書(案) p157には「既存施設においては、下表で「事業者で実施」とした対象については、事業者が行うこととし、当該箇所に関する修繕費が変動した場合も、事業者の負担で対応することとする。」とあり、最終的な負担者についての記載が不明確となっております。実施方針の記載内容に合わせて、要求水準書(案)の記載内容を変更願います。	要求水準書(案)第8章2(6)に記載の「上記以外において、1件300万円以下の小規模なもの」は実施方針第1章1(10)ア(ウ)に記載のように精算対象経費により市から事業者へ支払うものとしており、「修繕費が変動した場合も、事業者の負担で対応する」というケースは発生しないことから、ご指摘のように負担者の解釈に誤解を招く恐れがあります。「上記以外において、1件300万円以下の小規模なもの」が「修繕費が変動した場合」の対象外と分かるように要求水準書(案)を修正します。
114	要求水準書 (案)	159	8	2	(7)	(イ) 日常清掃	清掃員の配置やローテーションは事業者の提案でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を満たす範囲で事業者の任意とします。
115	要求水準書 (案)	159	8	2	(7)	(ウ) 定期清掃	具体的な清掃回数などは事業者提案でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を満たす範囲で事業者の任意とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
116	要求水準書 (案)	159	8	2	(7)	(エ) 外構清掃	年1回以上のガラス清掃は建物外面の認識でよろしいでしょうか。	外構清掃業務として実施する年1回以上のガラス清掃は、建物外面を対象としています。 なお、建物内については「日常清掃業務（建物内）」及び「定期清掃業務（建物内）」により清掃して頂くこととなりますが、具体的な清掃回数などは要求水準書（案）を満たす範囲で事業者の任意とします。
117	要求水準書 (案)	159	8	2	(7)	(イ) 日常清掃	清掃員の配置やローテーションは事業者の提案でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を満たす範囲で事業者の任意とします。
118	要求水準書 (案)	159	8	2	(7)	(ウ) 定期清掃	具体的な清掃回数などは事業者提案でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を満たす範囲で事業者の任意とします。
119	要求水準書 (案)	159	8	2	(8)	環境衛生管理業務	空調用ダクト清掃とありますが、具体的にどのダクト清掃をし、また、清掃回数は年何回程度とお考えでしょうか。	要求水準書（案）を満たす範囲で事業者の任意とします。
120	要求水準書 (案)	159	8	2	(7)	外構清掃業務	「事業者は、外構施設（・・・中略・・・）について常に巡回して清掃を行い・・・」との記載がありますが、常にとというのはどの程度の頻度の事でしょうか。	日常的に巡回・清掃することを想定していますが、具体的な頻度は、機能、安全、美観上適切な状態に外構施設が保たれる範囲で事業者の任意とします。
121	要求水準書 (案)	160	8	2	(8)	環境衛生管理業務	排水管の清掃とありますが、具体的にどの排水管清掃をし、また、清掃回数は年何回程度とお考えでしょうか。	要求水準書（案）を満たす範囲で事業者の任意とします。
122	要求水準書 (案)	160	8	2	(9)	警備・駐車場管理業務	開館日の24時間警備は必ず必要でしょうか。また、ローテーションは事業者提案でしょうか。	開館日に限らず24時間警備従事者の常駐が必要です。要求水準書（案）から「開館日は」を削除します。 なお、警備従事者のローテーションは要求水準書（案）を満たす範囲で事業者の任意とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
123	要求水準書 (案)	165	第9	1	(5) ア (ウ)	利用料金の設定	「事業者が提案」とありますが、長期に渡る事業期間を鑑み、将来の金額変更（物価変動を想定）を見越した提案は認められますでしょうか。 事業者が提案頂く利用料金は本事業開始当初の利用料金を対象としています。 なお、本事業では、基本納付金は5年に一度の頻度で必ず見直すものとし、変動納付金は利用料金収入から実際にかかった運営費と基本納付金の合計金額を引いた差分に一定割合を乗じて算出する仕組みを導入する予定です。 このため、運営に係る物価変動リスクは、基本納付金の見直しや変動納付金の仕組みにより、吸収できるものと考えています。 なお、仮に将来、これらの仕組みでも吸収しきれないような大幅な物価変動が生じ、これにともない事業運営に支障をきたすような場合、市と事業者が協議の上、例えば、利用料金の見直し等の対策を講じることになると思います。 上記の前提で利用料金をご提案ください。	
124	要求水準書 (案)	165	第9	1	(5) ア (ウ)	利用料金の設定	電気、ガス及び水道料金等について、運営期間中に当該料金（事業者が契約し供給を受け支払う料金）が値上げされ、逆ザヤが生じる場合には貴市と協議のうえで光熱水費等弁償金を変更することは可能でしょうか。 運営期間中に電気・ガス・水道料金等が値上げされ、施設利用者が支払う光熱水費等弁償金を、事業者が当該貸出時間分として支払う光熱水費が上回るような場合には、市と協議の上で光熱水費等弁償金を変更することは可能です。	
125	要求水準書 (案)	166	第9	1	(6)	指定後の対応	「現指定管理者と業務の引継ぎを行う」について、現指定管理者は貴市の責任において事業者が必要とする引継ぎに応じるとの理解でよろしいでしょうか。 現指定管理者の業務仕様書において次期指定管理者への引継ぎを定めておりますので必要な引継ぎが成されます。また市としても、現地説明、資料の提供、施設運営にかかる関係者への紹介等、必要な協力を現指定管理者へ求める等協力いたします。	
126	要求水準書 (案)	166	第9	1	(7)	協定の締結について	「基本協定書」「年度協定書」の案文は入札公告、入札説明書等と併せて公表されるとの理解でよろしいでしょうか。 お見込みの通りです。	
127	要求水準書 (案)	167	9	2	(2)	休館日	保守点検を行うことにおいて、過去5年間で何日休館日を設けたかご教士下さい。 過去5年間の点検日の実績は、H28年度34日、H29年度34日、H30年度34日、R元年度31日、R2年度35日です。	
128	要求水準書 (案)	169	9	2	(5)	(ウ) 必要な資格等	原則、常駐者が要資格者でしょうか？資格者専任で非常駐でも可能でしょうか。 電気主任技術者はSPC社員からの専任でしょうか。またはSPCから委託された維持管理会社からの専任でもよろしいでしょうか。 常駐者を要資格者とします。電気主任技術者の選任については、経済産業省に確認してください。	

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
129	要求水準書 (案)	171	9	3	(3)	イ 利用促進が図られる取組み	「市及び公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローが実施するコンベンション説明会などの機会を活用し、会議場の利用促進が図られる取組みを行うこと。この場合の経費は、事業者が負担すること。」とありますが、会議場の利用促進の具体的な取組み内容・頻度・経費の先行事例が分かれば、ご教示ください。	現在の事例としまして、市、県、名古屋観光コンベンションビューローが中心となって設立した「愛知・名古屋MICE推進協議会」が主催する東京でのMICE説明会にて、事業者が年に1回、会議場のPR活動を実施しております。なお、今後の本市のMICE施策によって、頻度は変更になることもございます。また、経費につきましては、現指定管理者のノウハウにも関わりますので具体的な金額はお答えできませんが、通常想定されるPR活動に係る経費を計上ください。
130	要求水準書 (案)	173	9	3	(8)	災害・事故対応業務（災害時等における避難所等の運営）	「指定避難所及び指定緊急避難場所」「防災ボランティアセンター」「緊急物資集配拠点」での利用は、本施設の利用料収入の減少につながるものと思料します。経費にて支給いただける費用以上に、運営利用料収入の減少があった場合は、どのような形で調整する予定でしょうか。	「指定避難所及び指定緊急避難場所」「災害ボランティアセンター」「緊急物資集配拠点」で本施設を使用する事態となる場合は、本市に相当の災害が発生しているものと想定されるため、これに係るリスクは実施方針別紙2の「不可抗力リスク」に該当することとなりますが、具体的な費用の調整等は全市の判断となると考えられます。
131	要求水準書 (案)	173	9	3	(8)	(ア) 指定避難所及び指定緊急避難場所としての施設の開放	「・避難者について、災害の危険が切迫した場合においては、安全な場所への避難誘導を行うこと。」とありますが、避難誘導の場所・タイミングなどの判断は、事業者の責任を超えるものと思料します。貴市の判断をあおぐ、暇もない緊急避難に関する結果責任を、事業者は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	避難誘導の場所・タイミングなどの判断は、予め市と協議して詳細を取り決めておくものとし、この取り決めに従い実施した避難誘導等は、市の判断に基づき実施したものとします。
132	要求水準書 (案)	173	9	3	(8)	(ア) 指定避難所及び指定緊急避難場所としての施設の開放	「・その他市が指示する業務。」の具体的な想定があれば、ご教示ください。	具体的な想定はありませんが、災害の状況に応じて区本部長等が指示する事項となります。
133	要求水準書 (案)	175	9	3	(8)	(ウ) 緊急物資集配拠点の開設支援	別途マニュアルを作成して、とありますが、事業者か名古屋市かどちらが作成するものでしょうか。	緊急物資集配拠点マニュアルは市にて作成します。
134	要求水準書 (案)	176	9	3	9	ウ. レストラン等の運営	レストランについては既存の三箇所から一箇所以上と指定されていますが、どの箇所を残すか、どれだけの箇所を展開するかを検討をするためにも、現在の三箇所それぞれの売上・経費等の収支状況など利用状況のわかる資料（3～5か年分）をご開示いただけないでしょうか。	現在のレストラン運営は、指定管理者とは別の事業者が当該レストラン部分を行政財産目的外使用することで実施しており、売上・経費等の収支状況の報告を受けていないため開示はできません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
135	要求水準書 (案)	176	9	3	(9)	目的外使用に係る使用料	図表16に記載の「来場者へのサービス提供施設」のうち「⑧パソコン」から「⑩案内用デジタルサイネージ等」につきましては、「毎年度、市に目的外使用許可を申請」する対象ではなく、かつ事業者に行政財産使用料の負担はないもの(無償)との理解でよろしいでしょうか。	「⑧パソコン」から「⑩案内用デジタルサイネージ等」は、「毎年度、市に目的外使用許可を申請」する対象となりますが、事業者に行政財産使用料の負担はないもの(無償)として扱います。要求水準書(案)を修正しますので、修正版をご確認ください。
136	要求水準書 (案)	176	9	3	(9)	図表 16 来場者へのサービス提供施設	サービスコーナーに設置する⑧パソコン⑨ファックス⑩コピー機⑪携帯端末用充電器機器について、ご指示の機器の種類・数量は、既存の設置機器を踏襲したのか、あるいは来場者の利用実績やアンケート等での要望を反映したのでしょうか。	既存の設置機器を踏襲したものです。要求水準書(案)を修正しますので、修正版をご確認ください。
137	要求水準書 (案)	176	9	3	(9)	図表 16 来場者へのサービス提供施設	サービスコーナーに設置する⑧パソコン⑨ファックス⑩コピー機⑪携帯端末用充電器機器について、設置コストにもよりますが、例えば⑨、⑩に代えて複合機を設置する、充電器を増やすなど、事業者側で設置機器の種類・数の変更提案は可能でしょうか。	要求水準書(案)で指定する来場者向けサービスが提供できることを前提として、設置機器の種類・数の変更は市との協議とします。要求水準書(案)を修正しますので、修正版をご確認ください。
138	要求水準書 (案)	177	9	3	(9)	オ事業実施にあたっての留意点	「名古屋の伝統工芸品」の販売につき、事業者は、何らかの販売受託料を取得できるのでしょうか。また、現在、出品者と収益配分があるとすれば、どのような収益配分で販売を行っているのでしょうか。	名古屋の伝統工芸品の販売に際し、市から販売受託料を支払うことは想定していません。現在の出品者と指定管者との収益配分は当事者間の取り決めによります。
139	要求水準書 (案)	178	第9	3	(10)	ウ 電力等の供給に関すること	弁償金Dとはどのようなものでしょうか？	第9章第3節(4)ア利用料金の承認に記載の光熱水費等弁償金です。
140	要求水準書 (案)	178	9	3	(10)	(イ) その他の備品取扱いについて	事業者自らが用意した備品の利用料は、事業者が任意に設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	自主事業の扱いとなります。要求水準書(案)に追記します。
141	要求水準書 (案)	179	10	2	(7)	ウ、電力等の供給に関すること	光熱水費(電気、ガス、水道)の過去5年間の月別の使用量をご教士下さい。	閲覧・貸与資料として、追加で貸与致します。
142	要求水準書 (案)	-				閲覧資料	公表された「事業者対話における質問への回答」No.186の回答で、「できる限り多くの情報を提供しています」とのことですが、閲覧・貸与していただける資料の全体像が分からず、質問を繰り返してしまう可能性があるため、現時点で閲覧・貸与が可能な資料の一覧をお示しいただけますでしょうか。	閲覧・貸与資料の貸与希望があった事業者に対して、現時点で閲覧・貸与が可能な資料は全てDVDで配布しています。今後も質問回答等の中で追加で資料の要望が挙がったものについては都度資料の有無、提供の可否を判断し、提供ができるものはDVDで追加配布いたします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
143	参考資料a現在の維持管理業務の実施体制	1	1			勤務体制	開場時間中は原則として事務室に常時3名以上を配置とありますが、本業務でいう「運営業務担当者」の位置付けと認識してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
144	参考資料a現在の維持管理業務の実施体制	1	2			勤務者に必要な資格	甲種防火管理者及び防災管理者並びに自衛消防組織の業務に関する履修者の配置が求められています。防火管理・防災管理者、自衛消防履修者は、それぞれ維持管理業務担当者・運営業務担当者のいずれかで保有すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
145	閲覧9 催事件数及び利用料金実績報告書					令和元年度分	作成日が令和2年1月31日現在のため、2月、3月に記載されている数字は予定でしょうか？それとも作成日の誤りでしょうか？	「事業者対話における質問への回答」の公表に合わせて、修正版の閲覧・貸与資料を配布しましたので、修正版を参照願います。
146	閲覧9 催事件数及び利用料金実績報告書					令和2年度分	作成日が令和2年1月31日現在のため、記載されている数字は予定でしょうか？それとも作成日の誤りでしょうか？	「事業者対話における質問への回答」の公表に合わせて、修正版の閲覧・貸与資料を配布しましたので、修正版を参照願います。
147	事業者対話における質問への回答	13				66	こちらに記載の違約金は建設期間中に該当するものであり、引き渡し期間以後の違約金に関する規程は別途定められるという理解でよいでしょうか。もし、運営期間中の事業契約解除に対しても同様の違約金が課されるとすると、独立採算で実施するという事業趣旨と比較して、違約金の金額が不当に大きすぎるものと思料いたしますので、ご再考をお願いします。	「不正2事由」に伴う契約解除の違約金に関しては落札金額の100分の10に相当する金額とする方向です。その他の事業者の責めによる契約解除の違約金に関しては、設計・建設業務期間と運営・維持管理期間で料率や算定元となる事業費を変えることについて検討いたしますが、詳細は入札説明書等にてお示しします。
148	事業者対話における質問への回答	15				77	本回答で対象としている、「維持管理・運営段階における不可抗力による増加費用又は損害等」は、リスク分担表※5に記載される不可抗力に伴う需要変動による収入減等を起因とした赤字相当分などを指しているという認識でよろしいでしょうか。	別紙2リスク分担表(案)の「■共通リスク」の中の「不可抗力リスク 不可抗力による物的・人的損害」を指しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
149	事業者対話 における質問への回答	No105				改修工事の設計 変更	貴市の求める設計変更で、面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、当初の契約金額の範囲内で行うとのことですが、設計変更が発生すれば、その対応の設計作業が発生し、工事コストの増減が発生します。全体の調整のなかでVEなどを行いながら契約金額の範囲内を目指すという趣旨ではないでしょうか？	市の要求する設計変更により、面積増や大幅な仕様変更が伴わない場合、お見込みのとおりVE等による全体の調整により契約金額の範囲内で対応することを想定しています。 なお、市の要望により面積増や大幅な仕様変更が発生し、当該変更により追加的な費用が発生する場合、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、市が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担するものとします。ただし、VE等による全体の調整により契約金額の範囲内で対応できる場合はこの限りではありません。
150	事業者対話 における質問への回答	No150				ア 舞台機構保守 点検業務	「本施設と同様の規模の舞台機構設備の保守・点検業務につき、担当企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で5年以上の経験のあるもの。」は、現地に常駐する必要はなく、不測の事故等が生じた場合は、直ちに派遣され、修理復元をはかるという理解でよろしいでしょうか？	舞台機構の安全の確認、確保及び万全の準備等の保守点検を行うことを想定した配置であるため、現地への常駐が必要となります。 なお、要求水準書（案）に記載のとおり、不測の事故等が生じた場合は、直ちに技術員を派遣し、修理復元を行うことができる体制としてください。